

令和2年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和3年3月27日

開会

令和3年3月27日

閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和3年3月27日(土)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例
第4 議案第7号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)
第5 議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
第6 報告第9号～第15号 例月現金出納検査の結果報告について
第7 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	阿多利 修	議員	8番	屋富祖 功	議員
2番	池原 秀明	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
3番	栄野比 和光	議員	10番	岸本 一徳	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	11番	濱元 朝晴	議員
5番	小谷 良博	議員	12番	宮城 司	議員
6番	新里 治利	議員	13番	友利 勉	議員
7番	高江洲 義八	議員	14番	宮里 廣	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	次長兼総務課長	宮里 学
副管理者	松川 正則	業務第二課長	町田 洋人
副管理者	野国 昌春	総務課長補佐	辺土名 俊明
事務局長	久高 久雄	業務第一課長 補佐(熱回収)	大城 康義

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長 大城 和佳 主 事 新垣 義介

●小谷良博 議長

おはようございます。倉浜衛生施設組合議会会議規則第10条第1項に、「日曜日及び休日は休会とする。」と規定がございます。

今回は構成市町長の日程都合上の観点から、本日は休日でございますが、同規則第10条第3項の規定により、本定例会を開会したいと思います。

本定例会を開会することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

只今から、令和2年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は14名でございます。

全員出席であります。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江 管理者

●桑江朝千夫 管理者

皆さんおはようございます。

令和2年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、お時間を繰り合わせていただきまして、当議会に出席を賜りましたことに、大変有り難く思っております。感謝申し上げます。

さて、今定例会に提案しております案件につきましては、

『議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例』

『議案第7号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)』

『議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算』

の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局より、ご説明させていただきたいと存じます。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、議員の皆さんよろしく願いいたします。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

8番議員 屋富祖功議員、10番議員 岸本一徳議員の両名を会議録署名議員に指名いた

します。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

会期につきましては、令和3年3月20日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、令和3年3月20日開催の議会全員協議会において、屋富祖功議員、柴野比和光議員、伊佐哲雄議員より、資料要求がございました。本件に関し「議案説明資料（追加）」を、お手元に配布してございますので、ご確認をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時06分）

再開（午前10時06分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

日程第3、議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例
倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月27日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

提案理由でございます。

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料について、廃棄物処理原価と大きく乖離しているため、処理手数料を改める必要があり、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分、可燃ごみ、不燃ごみ、組合構成市町から許可を受けた者が搬入。ごみ処理手数料、10kgにつき100円。

附則、この条例は、令和3年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

友利勉 議員

●友利 勉 議員

おはようございます。只今議題となりました倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について若干質疑をさせていただきます。

昨年提案して、その提案を取り下げたということがありました。その理由は、これまで続いていますコロナ対策で事業者がかなり疲弊していると、経営状況が厳しいという状況の中で、国、そして各地方自治体が事業者に対しての支援をしている中で、そういった中で事業者には負担を強いるようなことは相反するのではないかということで取り下げたと思っているんですね。今般まだコロナの影響が続いている中でなぜ今回この提案をしているのか。その事業者の状況が社会情勢が変わったのか。それについて説明を求めたいという思いがあります。

そしてあわせて排出事業者から意見等要望等聞き取り等はされているのかどうか、どういった要望があったのか。

また、排出事業者に対する説明等はされたのかどうか。前の全員協議会の中では、沖縄市の事業者の皆さんから要望が出ているというようなこともありました。それに対する取り組み、そういった状況はどういう形になっているのか含めてお願ひしたいと思っております。

あと、一般廃棄物処理原価を削減するために倉浜衛生施設組合としてどのような取り組みをしているのか、そして家庭系ごみと事業系ごみの処理方法に違いはあるかということをお願ひしたいと思います。

私達議員もそして排出事業者もこの処理手数料については、上げざるを得ないという思いを持っているのかと赤字経営と思っているんですけど、今の時点でそれが妥当なのかどうか、時期尚早じゃないのかという思いがしますので、その事についてよろしくお願ひします。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

全員協議会の際にもご説明いたしましたが、これまでの経緯について、再度、ご説明させ

ていただきたいと思ひます。

まず、ごみ処理手数料の改定につきましては、令和2年1月22日付、構成市町から令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算要求におけるごみ処理手数料の取扱いについて要請を受けております。

その後、3月11日の第4回運営委員会において、ごみ処理手数料の改定について承認を得ております。

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計予算における歳入、2款1項1目1節ごみ処理手数料2億1,386万8,000円は、ごみ処理手数料改定分の5,346万7,000円を見込んだ額となっております。

新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、構成市町内においても、事業所や飲食店等の営業自粛の取り組みが実施される中、国、県、構成市町においても、緊急経済対策として、経済、教育、福祉、地域、防災等、また上水道料金の減免措置や税、保険料等の支払い猶予等、様々な分野で多岐に渡る支援策が実施されておりました。

当初、倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例は、令和2年6月臨時会に上程し、10月1日からの条例施行を予定しておりました。

この様な状況の中、予定どおりごみ処理手数料の改定を実施することは、事業者の皆様にとって厳しい状況が予測されることから、コロナ禍における景気の回復、景気の動向を注視しながら令和3年4月1日施行として、11月23日第3回臨時会に条例提案を行いました。が、時期尚早とのご意見をいただき、議案の取り下げを行った経緯がございます。

同臨時会におきましては、歳入、2款1項1目1節ごみ処理手数料5,346万7,000円を補正減し、減額に伴う財源を財政調整基金から繰り入れることを承認をしていただきました。

ごみ処理手数料の増加額改定は、安全で安定したごみ処理施設の運営費や経年劣化に伴う施設の維持管理費等も増加傾向にあることから、構成市町の皆様の負担軽減のためにも自主財源の増額確保は喫緊の課題となっております。

また、令和3年度予算編成における構成市町の負担軽減や今後予定されております各施設の更新や延命化の財源確保の観点から早急な対応が求められていることから、今回、令和3年10月1日条例施行予定といたしております。

それから、友利議員からご質疑がありました排出事業者への説明についてでございますが、構成市町内排出事業者が6,000社余りあります。排出事業者の皆様への直接の説明は行っておりません。

収集運搬業者の皆様からの会長のほうから代表して要請を受けておりますが、その中で意見交換を行っております。

組合として今後、例えばこのごみ処理手数料の改定についてどういった周知方法ができるのか、これは排出事業者の皆様に対する周知でございますが、この辺につきましては、構成市町担当課とも協議をしながら、どういった方法が好ましいのか検討していきたいと思っております。

ごみ処理原価の削減についてであります。現状としては倉浜の場合はですね、歳出総予算から自主財源を除いた分が全て負担金に跳ね返っております。

それとこの施設、先ほど追加資料の3になります。4ページでございます。倉浜衛生施設組合公共施設等総合管理計画、令和2年3月となっております。この中から抜粋であります。まず5ページをお願いいたします。5ページの下段のほうになりますが、公共施設等の更新、延命化、解体にかかる費用、財源についてということで、計画している施設の基幹改良、更新、延命化、解体に要する財源については、一般財源のほか、循環型社会形成推進交付金等の交付金や起債により対応すると記載されております。

それと次のページ、6ページをお願いいたします。上段のほうにあります施設の更新、延命化、解体にかかる費用でございます。その施設名称ですが、上の方から熱回収施設、下のし尿処理施設までなんです。まず、1番下のほう、し尿処理施設なんです。下から2番目し尿処理施設、令和2年からし尿処理施設の建設工事が始まっております。これが令和2年から令和3年度、令和4年には供用開始となります。それと既存の施設の解体が1番下のほうにあります令和4年度の予定となっております。

その次に、中ほど中段になります。浸出水処理施設が基幹改良工事、これが令和5年から令和6年度を予定しております。

その直ぐ上になります。リサイクルセンター・熱回収施設が令和7年から令和10年という計画になっております。

その下の3の中長期の維持管理費用・財源についてという項目があります。その中を少し読み上げたいと思います。

管理計画を策定するにあたり、将来にわたる維持管理・更新に係る費用の試算は次のとおりであるが、運営・維持管理については、長期包括的運転管理業務委託等による積極的な民間活力の導入による維持管理経費の平準化に努め、トータルコストの縮減を図りつつ、施設の円滑な維持管理による長寿命化を促進するとあります。

なお、施設の運営・維持管理に係る財源は、組合同規約に定める構成市町の負担金及びごみ処理・し尿処理手数料及び売電料をもって充てる。というふうに記載されております。また、緊急の故障や事故に備えて施設整備等基金を設けて、早急に対応出来るよう備えるものとする。財源の確保については、平成29年4月に改定したごみ処理手数料を近隣市町村等の状況を勘案し、令和2年度に改定し、その後は段階的に見直すこととする。し尿処理手数料については、汚泥再生処理センターが稼働する令和4年4月から改定することとする。ということで、その施設の維持管理、改良等にこれだけの資金が負担金として想定されておりますので、倉浜衛生施設組合といたしましては、少しでも自主財源を確保することによりまして、構成市町の負担が軽減されるものと考えております。以上でございます。

●小谷良博 議長

友利勉 議員

●友利 勉 議員

答弁ありがとうございます。先ほどお話ししましたことについて再度質問しますが、昨年取り下げた状況と今の社会状況、それがどう変わっているのか。そこについて是非説明願いたいと思っております。と言うのは、私達も排出事業者も収集事業者も含めて、今、倉浜衛生施設組合ごみ処理手数料の関係には、10kg当たり216円の赤字ということ認識していて、いずれ値上げせざるを得ないと、するべきだろうというのは認識しているんですね。ただその時期が今なのかと、今、厳しい状況の中で、しっかりと排出業者のほうに丁寧な説明をして、その理解を得ると、そういう取り組みがなされない中で、それを強行にするような形になってないのかなと私は思うんですね。そういう意味では構成2市1町の行政の部分で負担金が増すということは、今の時点ではしょうがないのかなという気がしているので、出来ればしっかりと排出業者に丁寧な説明をして理解を得た上で、年度の途中からではなく、次年度4月から1年間掛けてその排出業者に説明していただいて、そのほうがベターかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

友利議員のご質疑にお答えいたします。現在、コロナの影響がまた出てかなり厳しい状況にあるかと思えます。その状況の中でなんですが、コロナ禍においても、倉浜衛生施設組合としては、ごみを受け入れ処理しております。それで倉浜衛生施設組合の立場、各々の立場について説明をさせていただきます。

まず、排出事業者なんですが、排出事業者とは、例えば事務所、各店舗、商店ですね、それと飲食店、工場、ホテルなど営利を営むことを目的として事業を営むものだけではなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など、公共公営事業等含む営むものも含まれるというふうに位置づけがされております。

例えば構成市町内の業者の皆様から排出されるごみについてなんですが、まず、排出事業者は、事業者ですが、自らごみ処理が今現在出来ない状況があるため、構成市町から許可を受けた収集運搬事業者へ収集運搬費用とごみ処理手数料を支払っております。収集運搬許可業者の皆様は事業者からの委託を受け、当組合へごみを搬入しております。

当組合は家庭から出るごみの受け入れと事業者から排出されるごみの受け入れを行い、ごみ処理という役務の提供を行っております。

家庭から出るごみ処理に係る費用は、資料要求のあった追加資料の中でちょっと説明いたしますと、追加資料の8ページにも記載がありますが、こちらも参照していただきたいと思っておりますが、家庭から出るごみ処理に係る費用は、住民負担分と行政負担分からなっております。事業者の皆様からのごみ処理に係る費用は、本来、事業活動のための必要経費として全額、事業者の皆様が負担することとなっております。その違いがまずあるということです。

その当組合において、事業者の皆様から搬入されたごみを処理するための費用は、今、提案しております費用なんですが、予定で10kgあたり、ごみ処理原価が276円掛かっておりま

す。これは3年分の決算額の平均でございます。276円掛かります。現在受け取っております手数料は10kgあたり60円となっております。

ごみ処理という役務の提供に対する差額は216円となっております。この216円の経費は構成市町への負担金に反映されている状況にあります。

構成市町への負担金は、住民の皆様への負担と考えております。コロナ禍の中、大変厳しい状況ではありますが、事業者の皆様もそうなのですが、住民の皆様も同じと思います。

それで倉浜衛生施設組合は、倉浜衛生施設組合として、コロナ禍の状況の中でもごみを受け入れ、処理しないとイケない。処理する責務があります。

この熱回収施設・リサイクルセンターを安全で安定したごみ処理を行うために、是非、今回手数料を増額改定をさせていただきたいというふうに考え、提案をしているところでございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

屋富祖功 議員

●屋富祖 功 議員

おはようございます。同議案について質疑をさせていただきます。先ほど友利議員からの質疑と似ていますが、まず、昨年の臨時議会が11月23日に行われました。その時に多くの議員からコロナ禍の中におかれまして、業者が疲弊している。経済が止まっている。そういう中で、ごみ処理手数料を上げるのは時期尚早だということで取り下げたと思います。その時も11月23日にこの上程をされて、業者には3日前、要は11月20日頃に今回値上げをするという説明をしていると思います。

この説明の仕方、当局と排出業者の関係、そして許可業者と排出業者の関係、この関係性が良く見えてきました。本員は沖縄市の4業者に直接電話して確認いたしました。あまりにも一方的なやり方、全く理解もしていない多くの業者に対して、強行的に今値段を上げようとしている。この4つの業者は、適正な値段、今60円から100円に上げる。そして段階的に276円に持っていくという段階的に計画されていると思います。それに対しては理解はしているんです。理解はしているんですけども、許可業者が排出業者に説明する期間が短い。あまりにも短すぎる。4つの業者からの声は、先ほど友利議員からもありました。年度の途中ではなくて、令和4年の4月からやっていただきたいと。そう言う声がほとんどです。ほとんど全部です。今、コロナ禍の終息が見えないと言っていますけれども、我々ワクチンも接種出来るのも間近と迫っています。間近になっていると思います。

なぜ、この6か月を伸ばせないのか。10月じゃなくて、4月から出来ないのか。先ほども市民負担のこともお話がありましたけれども、業者は今倒産に追い込まれている業者もありますよ。沖縄市、宜野湾市、北谷町、6,000の業者の中で非常に厳しい会社もいっぱいあると思います。この人達だって市民、町民ですよ。なぜそれをあと半年延ばせば、段階的にスムーズに上げていくことが可能なんです。今、強行的にこういうふうにやると業者から反発を食らう。

今回の上程に関しても、前回の反省が全く活かされていない。丁寧な説明が不足、なぜこれまで、今回上程するまで、排出業者、そして許可業者と日を合わせて話し合いをしてこなかったのか。そういうところですよ。

今、業者のほうから出されている要請が6項目あります。当局としてはこの6項目をどういうふうな対応をしていくのか。全部受け入れて対応して行くのか。まず、1点目その期間を10月ではなくて新年度から伸ばすことは出来ないのか。

それから業者から出ている要請書、その件に関して当局としての見解をお聞かせください。

●小谷良博 議長

桑江 管理者

●桑江朝千夫 管理者

1点目についてだけお答えを私からさせていただきます。今回上程をしておりますので、是非、ご理解をいただいております。お通しいただければと思っております。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

屋富祖議員の質疑にお答えいたします。先延ばしということではありますが、先ほども経緯について申し上げましたが、コロナの状況、まだ先が見通せない状況であります。そのような中で、さらに先延ばしするという事は、また負担金の増加ということに繋がります。

それと収集運搬業者への周知についてなんです、昨年説明をいたしましたあとに、文書でもって60円から100円へ上げる予定で考えているという内容の周知をしております。

それはあくまで予定ということで通知をしましたが、その今後の屋富祖議員がおっしゃるように、説明会の中で収集運搬許可業者からいろんな意見がありました。おっしゃるように、周知期間が短すぎる。その周知期間というのは、収集運搬業者から排出業者への周知というふうにおっしゃっておりました。

それでその中で、半年から1年の周知期間を設けてほしいという要望等もありました。今回、10月1日の施行予定ということで、周知期間には、十分ではないんですが、配慮をした形での提案となっております。

それと排出事業者への周知につきましては、先ほども友利議員の質疑の際に答弁をさせていただきましたが、今後、構成市町担当課のほうと調整をしながら、どういう方法があるのか、調整をして周知をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員

●屋富祖 功 議員

ありがとうございました。今、管理者のほうからもご理解のほうよろしく願います

という答弁がありました。先ほども申し上げましたけれども、今回、値上げすることに関しては、許可業者はもう理解しています。しかしですよ、6,000の排出業者がありますよ。6,000の排出業者が段階的に276円まで持っていくことすら分からないんですよ。要するにですよ、排出業者と許可業者が契約しています。例えば月1万円としましょう。これを今60円を276円に持っていくとなった場合に、4倍近く上がるわけですね。1万円が4万円になるわけですよ。そういうことが出来ないと許可業者は、そういうことは今までお付き合いしているからしてきたから、こういうことは出来ないから私達が負担しないといけないという業者もいるんですよ。許可業者ね。なぜその段階的に上げていくんだったら、ちゃんとしたスケジュール、いつからいつまでには幾らに上げていきます。そういった明確なものを持って出していないのか。それがあれば、しっかり許可業者も分かるわけですよ。

5年毎に上げていくわけですよ。見直ししていくわけですよ。これが何処にあるのかこれの。これの許可業者、排出業者が分かっているのであれば、理解しているのであれば分かりますよ。今の本員が言いたいのは、もっと丁寧に説明すべきだったでしょうと言いたいわけですよ。

昨年の11月23日にやってあれからちゃんとした会議を開かれてない。話し合いが行われてない。あまりにも乱暴すぎないかなと、もうちょっと丁寧にやる必要があると思います。本員からは以上です。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

池原秀明 議員

●池原 秀明 議員

今回の同議案について、質疑をさせていただきたいと思います。今、友利議員や屋富祖議員のほうからいろいろと質疑がありました。それも私も重々理解して同意見だというふうを考えております。その中でやはり手続きについて、やはりずさんであったのかなという感じがいたします。例えばその沖縄市事業系一般廃棄物許可業者連絡協議会というところのいわゆる団体から、要請書が上がってきたと。その中で5項目提示されていますけれども、この中では、定期的な収集運搬許可業者との意見交換を実施するというふうな実施してほしいという要請なんですよ。これについて、定期的に本当にやられているのかどうか。

それから収集運搬許可業者への実施日について、1年前に通知するという事なんですけれども、前回取り下げたときには、11月20日に説明をして、23日にはもう提案という形になっているわけですよ。そこら辺についてもやっぱり1年前に通知をされてないんじゃないのかなと、収集運搬業者とそこら辺について詰めをされたのかどうか。詰めがされていたとするならば、どういった意見が出されているのかどうかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、各市町別の排出事業者向け説明会の実施ということになっているんですよ、6,000件近くの排出業者がいらっしやるとだからそこにひとつひとつ説明が難しいという

お話だったんですけれども、これについては、文書等で当然その通知の値上げがあるんだったら値上げ改定の案内文あるいは説明文、そういうこともチラシも含めて、やっぱり収集運搬業者のほうから、ちゃんと配布されれば、全部に行き届くわけですよ。その辺の努力が足りなかったんじゃないのか。それをやったのかどうかをまずはお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから実際的には、まあいろんな形で組合及び各構成市町より排出業者への説明文書作成、配布という要請文の中に入っているわけですけれども、これを実際的には、そういった文書を作成して、いわゆるチラシを作って案内をされているのかどうかを含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

2点目は、実はこの改定をする場合に、持ち回りの平成28年度の第4回運営委員会持ち回り会議ということで、協議の結果を構成市町の各委員の皆さん方や副市長以下部長クラスが、運営委員会を構成しているわけですけれども、ここのほうで提案があるのは平成28年なんですよ。現在、令和2年度ということなので、これからするとかなりの時間を要しているわけですね。この間になぜ説明が出来なかったのかどうかですよ。方針は決まったわけですよ運営委員会で。そうするとそれからこれまで、なぜそれが行われなかったのかどうかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

そういう面では確かに今の倉浜衛生施設組合のごみ処理の原価、コストについては確かに赤字になっていると。それについては構成市町から負担をする。負担するというよりは、市民から負担をするということになるわけですけれども、しかし今、屋富祖議員からもお話がありましたように、段階的に値上げしていくというのは我々もある程度理解しているわけですよ。ただ、今のような形で10月値上げという形では、やっぱり説明不足の中で、これは敢えて実施する必要があるのかということが、1つ私のほうとしても疑問が生じているわけです。納得させきれない。自分としても排出業者に説明がやり切れない。あんた方はこれを賛成してきたのかと言われかねない。そういう状況の中で、説明不足を認めないわけですから、やはり反省すべきところは反省をし、きちっと排出業者あるいは収集運搬業者に説明をして、その上でやっぱりそういう事業というのは、適正に進めて行く必要があるのではないかというふうに思いますので、その3点についていわゆる時期を少し先延ばしできないかどうかということと、今まで言った要請書の取扱いについて、どのようにやってきたのかですね、そして平成28年度にやった運営委員会の中で決定したのが今まで時間を要したのは何なのか理由を3点についてお聞かせください。

●小谷良博 議長

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

まず、一般廃棄物許可業者連絡協議会会長からの要請書の件でございますが、これは要請を受けまして、これからですね、その対応について調整をしていくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。その中で、例えば4番目の組合及び各市町村より全排出事業者への説明文作成、配布というふうになっておりますが、この件につきまし

ては、当組合のほうで、文書を作成して収集運搬事業者の皆様にお渡しをして配布をしていただくということで、前回も対応していただきました。

それとこの時期について、ちょっと3番目の質疑になりますが、第4回運営委員会からなぜ今に至ったのかということでありますが、この平成28年度の第4回運営委員会をもちまして、平成29年度に40円から60円にごみ処理手数料の改定をしております。その時の資料でございます。その時に一番下段のほうになりますが、許可業者への影響を考慮しながら原則5年毎に見直しを図っていくということで、そのための資料要求がございましたので、今回、提出をしております。

排出業者への説明につきましては、かなり件数も多くてですね、当組合だけで対応するのは、現実的に難しいかと思っておりますので、排出事業者は構成市町に所在しておりますので、構成市町担当課とですね、周知方法については、検討しながら対応したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員

●池原 秀明 議員

只今の回答はですね、いわゆる要請した文については、令和3年の2月18日に要請があったと、ですから処理については、今後の処理の仕方ですと。しかし実際的には、この事業所系の連絡協議会は、値上げをされる料金改定が行われるという通知を受けて、この要請は上げているというふうに思うわけですね。ですから以前からやっぱりしっかりとこのような要請は改定する度に、上がっていたのかなと思っております。だからそういう面では、実際に説明不足がやっぱり否めない状況だと思うんですよ。

先ほどのお話からすると、第4回の持ち回りの運営委員会の会議の中でも方針は出されているわけですがけれども、それを決めたのはやっぱり平成28年度、平成29年度も開いたと言うんですけども、この平成29年度のもので、資料としてはないわけですね。それで平成28年から平成29年にかけて、実際的には運営委員会のほうから持ち回りで決裁をしたということになっているわけですがけれども、これから期間を今まで掛かっているわけですね。約5年近く。なぜ、こういう時に十分なる説明を丁寧にやっていかなかったのかというのがやっぱり私達については、腑に落ちないわけですよ。やっぱり説明不足は否めないなという感じがしているわけです。

そういう面ではやっぱり構成市町の皆さん副管理者含めていらっしゃるわけですから、構成市町の皆さん方から、このような形で行政手続きを進めて良いのかどうか。このことについてお答えいただきたいというふうに思います。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

池原議員のご指摘、恐縮であります。おっしゃるように、説明会、丁寧な説明がさらに必要だというご指摘、真摯に受け止めたいと思っております。

今回、手数料改定条例可決をいただきましたら、再度説明会を開催して、丁寧な説明をしたいというふうに考えております。

再度その中で、5年後に向けて改定を予定しているということも、あくまでも5年後目途にということではありますが、その辺についても丁寧に説明をさせていただきたく思います。以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

岸本一徳 議員

●岸本一徳 議員

長いご説明になっていることは承知をしております。すみません。私は簡潔にいきたいと思えますけれども、まず、議会の全員協議会の前に組合のほうからいただいた資料で、県内事業系ごみ処理手数料一覧、令和3年2月1日現在ということで、局長こういう資料をいただいて説明をいただきました。この中でちょっと確認をさせていただきたいのは、私どものこの倉浜衛生施設組合が一番左側にごさいますて、上段の令和3年10月1日予定ということで、今議案の上程になっております。

那覇市、南風原町環境施設組合というのは、10kg130円ということで、下段の※印では、那覇市、南風原町環境施設組合については、令和2年4月1日より、10kg110円から、10kg130円へ改定をしていると。令和2年、年度で言えば今年度なんですけれども、ここもコロナの関係でおそらくこの決断に至るのは相当苦慮したんじゃないのかなというふうに思われますけれども、それからまた、浦添市も令和2年7月1日の手数料改定になっております。

単純にちょっとお伺いをさせていただきますが、そこ那覇市と浦添市については、値上げ幅と言いますか、この額は私どものこの倉浜衛生施設組合とは違いますけれども、それぞれまた炉も違いますし、構成するこの市町村の負担もそれぞれ違ってくる事情があるとは理解するんですけれども、20円の改定になっておりまして、ここで私自身も新聞報道等で詳しい確認はしてないんですけれども、うちが40円のこの手数料の上げ幅で、那覇市、南風原町とそれから浦添市については、20円の上げ幅というふうなことで、こちらの検討は、昨年手数料改正をしていますので、そういうところも考慮に入れて、検討はなされたんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これについては、どのような議論と言いますかね、検討をなされたのか、この資料で見ますと、那覇市もそれからまた浦添市もコロナ禍での改定に至っている経緯があるんですけれども、これについては、局長どのように判断したんでしょうか。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

岸本議員の質疑にお答えいたします。この上げ幅につきましては、議案説明資料の3をお願いしたいのですが、九州地区事業系一般廃棄物の処理手数料（人口10万人以上）とい

うことで、その一覧表の中には、中核都市も入っておりますが、中核都市を除くこのごみ処理手数料の平均値を基に一番下段枠の外にあります、一番下段になります、上記の各同規模施設における処理手数料の平均額は、10kgあたり98円というふうになっております。それを参考にして10kgあたり100円というふうに改定の予定をしております。以上でございます。

●小谷良博 議長

岸本一徳 議員

●岸本一徳 議員

単純に比較が出来ない。それからまたこのコロナ禍であるということで、非常に値上げをしていくためには、やっぱり説明にエネルギーを使わないといけない。やっぱり理解を求めないといけないという、丁寧さが必要になってくるだろうというふうに思われます。これまで質疑をした議員の皆さん方もそういうことを強調されていらっしゃるというふうに思っております。

私は、先ほど局長のほうからもし可決をされたら、次の段階では要するに構成市町の担当課のほうとしっかり連携を取って、この排出業者への説明責任といいますか、周知徹底といいますか、そこは丁寧にやっていくんだという、そういうお話がありましたけれども、そこについては、この議案を提出する前に構成市町とのご相談、検討、様々な協議をされたのか。そこら辺のご説明をお願いしたいと思います。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

岸本議員の質疑にお答えします。まず、ごみ処理手数料の改定そのものについて、構成市町と調整をしてきております。

この周知方法については、いろいろ意見をいただいておりますが、今後、再度調整をしてどういう方法が良いのか、決めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

●小谷良博 議長

桑江 管理者

●桑江朝千夫 管理者

議員ご指摘の説明不足という点については、否めないと思っております。しっかりとご指摘の点を倉浜衛生施設組合とし反省をし、前に進んでいきたいと思っております。

そして次年度より宜野湾市、そして北谷町から職員をそれぞれ派遣していただくことになっております。

こういったことをすることによって、構成市町の事業者、あるいは市民、町民への説明といたしますか、そういったことも密になると考えております。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

阿多利修 議員

●阿多利 修 議員

ありがとうございます。重々丁寧なご説明をいただきまして、理解も深まりました。2つ確認したいのですが、まず1点、この周知、前回取り下げた部分の説明会も含めて概ね1年の猶予説明期間をほしいということなんですが、1年弱ぐらいになろうかと思うんですが、この辺はきちっと説明出来る期間が確保出来ているというふうにお考えなのかお尋ねいたします。

そしてこの回収業者への説明はきちっと、今、されたということで、後は排出業者への説明ということなんですが、排出業者への説明の責任は何処にあるのか。責任の所在ですね、倉浜衛生施設組合に説明すべき責任があるのか。構成市町の担当課に説明する責任があるのか。それとも回収業者か。宜野湾市、北谷町、また沖縄市も回収の金額が違うと思うんですね。業者によって、営業努力によって、高いところ、安いところ、またいつでも回収しますよとか、週に1回だけですよ、2回だけですよという業者のいろんな努力があると思うんですね。そういったところ一概には言えない部分もあろうかと思うんですが、この辺の責任はどこにあるのか。全部あるといたら全部あるかも知れませんが、そういうお考えかお尋ねいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

阿多利議員の質疑にお答えします。この周知については、倉浜衛生施設組合と排出業者との契約はございませんので、一義的には構成市町のほうにあると考えております。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

責任ということではなくてですね、別の観点からなんですが、やはり収集運搬をしてごみが処理されていく流れから考えますとやはり、構成市町と倉浜衛生施設組合のほうと連携をしながら周知をしていくほうが望ましいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

周知期間につきましては、十分なのかというご質疑ではありますが、なかなか十分ですとは言いきれない部分もあります。出来るだけ今後、事業者の皆様様に配慮をしながら周知期間を定めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

●小谷良博 議長

阿多利修 議員

●阿多利 修 議員

丁寧な説明ありがとうございます。2回目の質疑ですが、本員もぶっちゃけ業者ごみのほうが高いのかなと市民は袋で安いのかなと思ったんですが、この一覧表で見ると業者は

安く出していて、市民の市町村の負担を含めて高いのかなという気がいたしました。

安く出させているということで、そういう意味では今回、10kgあたり処理費用が276円掛かるということで、今、60円の負担をしていただいているということから考えると残りの176円は市民負担、町民負担になっているのかなと言う部分では、今回のごみ処理に関しては値上げすることによって、極端に言えば得する、得するわけじゃないですけど、倉浜衛生施設組合に関しては、得も損もないと思うんですが、ある意味この構成市町は負担金が減るという部分では得するというか、負担金が減る、また、排出業者は負担が増えるということで、ある意味メリットがあるのは構成市町かなというふうに思います。

そういった意味では、しっかりと倉浜衛生施設組合から構成市町にも連携を取ってやるということでありましたので、しっかり説明していただくのと、また、文書に関してもしっかり業者は業者の努力があつて、いろいろな金額の差とか、回収の方法とか、当然、宜野湾市も大謝名とかあつちから来るには距離も長いし、費用も掛かるし、沖縄市の登川、池原、この辺だと運搬費はそんなに掛からないというメリットもあろうかなと思いますので、この辺の差は当然あるものということで、金額に関しては、配慮しながら説明をしていただきたいなど、業者の努力が報われるような形の説明にしていきたいというふうに要望いたします。以上です。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

栄野比和光 議員

●栄野比 和光 議員

議案第6号について2、3確認と要望をさせていただきたいんですけども、今までの勉強会あるいは今日の説明等を受けて、理解を得たということで、必要なのかなと。市民に対して負担がある。そしてまた、排出事業者に対しても負担がある。と言うことを考えた時に、どうしてもこの改定は必要なのかなという方向であるんですけども、その中において、じゃ負担がある収集運搬事業者、構成市町、15業者いらっしゃるわけなんですけれども、それに対して倉浜衛生施設組合としては、案ではありますけれども、周知の方法としてこのようなチラシを準備するんだということを言っております。しっかりとやっていただきたいということを要望するわけでありまして、そしてまた、排出事業者は、例えば高校であったり、公共施設において、今、入札をしているわけですね、排出のための。その入札の差額が今年度10月に改定になった場合に、今60円で排出業者が処理費用を見積もって、それで10月から100円になる。その差額ですね、収集運搬業者が受け損にならないような方法で是非とも倉浜衛生施設組合のほうからも、そういった構成市町に対しては、しっかりと周知等も含めた文書等、あるいは電話等での要請をしていただきたいと。要するに改定契約は行われるような排出業者が損失を伴わないような、勿論、6,000業者もある事業者に対しては汗をかいてもらって、こういった周知をして、お願いをするということもあるわけなんですけれども、しっかりとそれが出来るスムーズにいくような体制づくりをお願いしておきます。要望といたします。以上です。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第6号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前11時08分)

再開 (午前11時18分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

(『異議あり』の声あり)

●小谷良博 議長

異議ありがございました。それでは、議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について、採決に入ります。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

(『起立多数』)

●小谷良博 議長

起立多数であります。

よって、議案第6号 倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第7号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

よろしくお願いたします。議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年3月27日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,617万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,189万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月27日提出

倉浜衛生施設組合管理者 桑江 朝千夫

次に、令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の中から主なものを説明いたします。

説明書の3ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款1項1目1節ごみ処理手数料、説明欄1. 可燃ごみ処理手数料の補正額1,078万4,000円の減、及び説明欄2. 不燃ごみ処理手数料の補正額23万6,000円の増につきましては、それぞれ搬入見込み量の増減によるものでございます。

4ページをお開きください。

4款1項1目1節利子及び配当金の補正額15万7,000円の増につきましては、定期預金額の減額や預金利率の上昇によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

5款1項1目1節財政調整基金繰入金の補正額5,747万9,000円の減につきましては、歳出の補正減額分を基金へ繰り戻すものでございます。

6ページをお願いいたします。

7款2項1目1節預金利子の補正額5万3,000円の減につきましては、定期預金利率の低下によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

7款3項1目1節雑入の補正額371万8,000円の減のうち、説明欄1. スチール缶プレス売却料以下8件の各売却料及び説明欄10. 自動販売機電気使用料につきましては、市場取引が低迷し、契約単価の下落や搬入見込み量の減少等の影響によるものでございます。

減額幅が大きい主なものといたしまして、説明欄3. 生きビン売却料は162万6,000円に対し、90万7,000円を減額し、補正後の額71万9,000円となっております。

説明欄7. アルミ混載プレス売却料は729万3,000円の予算に対し、178万2,000円を減額し、補正後の額551万1,000円となっております。

説明欄8. 未酸化鉄売却料は、101万8,000円の予算に対し、76万6,000円を減額し、補正後の額25万2,000円となっております。

説明欄 4. 全国市有物件災害共済会保険金として 140 万 8,000 円の増がございます。こちらは令和元年 9 月 21 日台風 17 号の影響による建物災害及び令和元年 10 月 22 日リサイクルセンターにおいて破砕物コンベア火災による災害共済金となっております。

次に、7 款 3 項 2 目 1 節ごみ処理施設受託事業収入の補正額 4,546 万 2,000 円の増につきましては、中部北環境施設組合の機械設備の不具合等に伴い、処理業務の依頼があり、一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定に基づく受託事業収入となっております。

次に、歳出でございます。8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 1 1 節役務費の説明欄 1. 筆耕翻訳料 9 万 1,000 円の減につきましては、議会定例会及び臨時会における翻訳によるもので、本議会開催の回数等が減となったことによるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費の補正額 912 万 5,000 円の減のうち、1 節報酬 33 万 2,000 円の減がございます。こちらは療養代替職員 1 名を計上しておりましたが、未執行分やそれに伴う 4 節共済費、8 節旅費をそれぞれ減額するものでございます。

その他 2 節給料、3 節職員手当等並びに 4 節共済費の減につきましては、新規採用職員 1 名の確定による差額分を減額するものとなっております。

次に、7 節報償費の説明欄 1. 報償金 4 万 8,000 円の減、及び 10 節需用費の説明欄 1. 食糧費 8 万 2,000 円の減につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、倉浜リユース市の開催を見送ったことによるものとなっております。

次に、9 節交際費 4 万 5,000 円の減につきましては、未執行による減でございます。

1 1 節役務費 25 万 1,000 円の減につきましては、主に説明欄 1. 通信料 10 万 9,000 円の減で、電話料金等の不用額を減額するものでございます。

説明欄 2. 車両検査登録・点検整備手数料 12 万 2,000 円の減は車検整備に伴う部品交換等の不用額によるものでございます。

説明欄 3. リサイクル料金手数料 2 万円の減は、パソコン廃棄処分費用で家電リサイクル法認定業者へ直接処分を依頼したことによるものとなっております。

次に、1 2 節委託料 503 万 8,000 円の減、1 3 節使用料及び賃借料 48 万 8,000 円の減、1 7 節備品購入費 6 万円の減につきましては、契約差額や購入差額に伴う減でございます。

また、2 4 節積立金の説明欄 1. 最終処分場整備等基金積立金の補正額 10 万 7,000 円の増につきましては、当該基金の運用利子分を積み立てるものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目監査委員費の 8 節旅費 25 万 4,000 円の減につきましては、予定しておりました町村監査委員全国研修会が新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となり、出張費用を減額するものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目塵芥処理場費（熱回収施設）656 万 7,000 円の減のうち、2 節給料及び 3 節職員手当等並びに 4 節共済費におきまして、職員 1 名の休職に伴う差額分となっております。

す。

次に、7節報償費、報償金6万円の減につきましては、公害監視協議会の予備開催回数を減ずることによるものでございます。

次に、8節旅費の補正額14万4,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から出張費用を減額するものでございます。

また、11節役務費7万9,000円減、12節委託料538万2,000円の減につきましては、契約差額等による減となっております。

18節負担金、補助及び交付金7万5,000円の減につきましては、先ほど申し上げました県外、県内の出張が中止となり、その講習会等負担金を減額するものでございます。

続きまして、3款1項2目塵芥処理場費(リサイクルセンター)104万3,000円の減のうち、2節給料及び3節職員手当等並びに4節共済費につきましては、主に職員1名の療養休暇に伴う減によるものと、休日出勤の対応を一部振替休日で行い、必要人数の調整を行ったことによるものとなっております。

次に、8節旅費6万9,000円の減につきましては、会計年度任用職員3名分の費用弁償確定差額分となっております。

また、18節負担金、補助及び交付金4万8,000円の減につきましては、先ほど同様に県内における講習会等が中止となり、その負担金分を減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

3款1項3目最終処分場費474万円の減のうち、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員1名の職種変更に伴う改定差額を減額するものでございます。

8節旅費15万6,000円の減につきましては、1目の熱回収施設同様、県外出張の中止に伴い、その費用を減額するものでございます。

次に、10節需用費の説明欄1.燃料費27万7,000円の減につきましては、主に軽油の価格が下落したことによるもので、それから説明欄2.光熱水費279万8,000円の減につきましては、電気使用量の減に伴い減額するものとなっております。

また、11節役務費2万4,000円の減、12節委託料98万4,000円の減、及び13節使用料及び賃借料34万5,000円の減、並びに17節備品購入費2万4,000円の減につきましては、契約差額、購入差額等による減となっております。

次に、3款1項4目し尿処理場費435万9,000円の減のうち、10節需用費の説明欄1.燃料費5万3,000円の減につきましては、主にガソリン単価の下落に加え、使用料の減少したことによるものとなっております。それから、説明欄2.光熱水費118万5,000円の減につきましては、主に電気使用量の減に伴い減額するものであります。

次に、11節役務費8万5,000円の減、12節委託料303万6,000円の減につきましては、契約差額や購入差額等による減となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

池原秀明 議員

●池原秀明 議員

令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきますと思います。

7ページの歳入の件でお伺いさせていただきます。7款諸収入の中で2目の受託事業収入4,546万3,000円の歳入が入っているわけですが、中部北環境施設組合からのいわゆるそれぞれの相互協力に関する委託料ということで、受け入れをしているわけですが、この中でいわゆる搬入量がどのくらい搬入されて、そして委託料としてどのくらいの委託金になっているのか、キロ単価としてはいくらになっているのか、トンでやるのか、キロでやるのか分からないけれども、一応キロ単価でお願いしたいと思います。

そしていま当組合では、コストとしてごみ処理原価が276円ということで先ほどの改正理由の中であったわけですが、この原価と委託料の収入との委託料の原価に乖離がないかどうかですね、そういう面でお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから最終処分場に関して、もちろん、ごみ焼却は熱回収施設の中でやるわけですが、その後、焼却灰が出て来て、最終処分場を利用しますよね、この最終処分場の利用料はどのくらいになるのか、これも含めてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

池原議員の質疑にお答えします。一般廃棄物処理相互協力に関する受託料でございます。中部北環境施設組合からの可燃ごみの搬入量としましては、1,686.06 tとなっております。単価につきましては、1 tあたり2万6,101円。金額で4,400万7,851円となっております。

それと最終処分場ですね、搬入量の5%を見込んでおまして84.30 t、処理単価のほうで、1万7,272円、金額にしまして145万6,079円となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員

●池原秀明 議員

質疑の中でお答え出来なかった分で再質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、いわゆる委託料としてトンあたり2万6,101円ということで、キロに直すと約26円。今回、倉浜衛生施設組合の試算からするとごみ処理原価が27.6円というのと、他の市町村も含めて倉浜衛生施設組合がいわゆる負担をして処理をしていくということに今のような形からすると結果としてなっているんじゃないかというふうに思うんですけれども、これはいわゆる相互協定の中でそれぞれの中部北環境施設組合なら中部北環境施設組合のごみ処理単価で委託料を計算するということになっているのかどうかですね。相互協力に関するいわゆる協定書、この中でこういうふうな位置づけがされているのかどうかですね。お聞かせ願いたいと今の形からするとキロ単価26円。コストは27.6円。結局は3構成市町が負担をす

ると、他市町村のものをですね。そういう感じがするものですから、相互協定の中でこれがきちっとそれぞれの協定書の単価でもってやるということになるかどうか。確認をさせていただきたいと思います。以上です。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

私の回答漏れでございます。単価につきましては、令和元年度の決算単価を採用してございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第7号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号 令和2年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

久高 事務局長。

●久高久雄 事務局長

よろしくお願ひいたします。議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年3月27日

倉浜衛生施設組合管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

令和3年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,092万3,000円と定め

る。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月27日提出

倉浜衛生施設組合管理者 桑 江 朝千夫

次に、令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書の主な内容についてご説明申し上げます。

説明書の3ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項1目運営負担金は本年度22億1,065万7,000円、前年度21億9,619万4,000円、前年度比較で1,446万3,000円の増となっております。

内訳といたしましては、同目1節ごみ処理運営負担金が前年度比較で1,529万7,000円の増、し尿処理運営負担金が前年度比較で83万4,000円の減となっております。

次に、1款1項2目建設負担金が前年度比較で5,560万円の増となっております。同負担金は汚泥再生処理センター建設に伴う負担金となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

2款1項1目一般廃棄物処理手数料は、許可業者がごみ及びし尿等搬入する際に納める手数料で前年度比較で2,810万9,000円の減となっております。

減額につきましては、主にコロナ禍の影響を受け、ごみ搬入量が減になったことを反映したものでございます。

1節ごみ処理手数料は、前年度同様令和3年度は、令和3年4月から9月は、10キロあたり60円、10月から3月は10キロあたり100円としており、手数料の改定を見込んだ計上となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

3款1項1目衛生費国庫補助金は本年度3億6,645万5,000円、前年度2億4,505万2,000円、前年度比較で1億2,140万3,000円の増となっております。

当該補助金は、1節循環型社会形成推進交付金、説明欄1.有機性廃棄物リサイクル推進施設3億6,645万5,000円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款1項1目1節利子及び配当金は、本年度2万1,000円、前年度26万7,000円、前年度比較で24万6,000円の減となっておりますが、これは預金利率の低下を反映したものとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

5款1項の合計欄7,718万8,000円は、前年度比較4,118万7,000円の増は、財政調整基金繰入金によるもので、主な要因は、汚泥再生処理センター建設工事の出来高変更に伴い、令和3年度の出来高変更増額分を令和2年度の建設負担金余剰額のうち、4,118万7,000円を補填するものとなっております。

なお、令和2年度財政調整基金残高見込み額は、2億4,204万7,000円を予定しております。

同じく5款1項3目最終処分場整備等基金繰入金600万円でございますが、これは池原自治会及び登川自治会への年度協力金に充当するものでございます。

令和2年度予算繰入後の基金残高見込みは6億3,748万9,000円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金については、費目存置となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

7款2項1目預金利子本年度7,000円、前年度6万2,000円、前年度比較5万5,000円の減につきましては、一般会計及び歳計外預金利率の低下を見込んだものとなっております。

次に、10ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入、合計欄、本年度3億4,231万6,000円、前年度2億9,035万6,000円、前年度比較で5,196万円の増となっております。

増の主なものは、1節雑入、説明欄6. 売電料3億2,434万8,000円、説明欄12. アルミ混載プレス売却料444万6,000円、説明欄18. 有償入札拠出金836万3,000円となっております。

それに対し、前年度比較で減になる主なものは、1節雑入、説明欄1. スチール缶プレス売却料127万円の減、説明欄2. 鉄屑売却料35万2,000円の減、説明欄3. 古紙類売却料641万8,000円の減、説明欄4. 生ビン売却料92万5,000円の減、説明欄12. アルミ混載プレス売却料284万7,000円の減、説明欄13. 未酸化鉄売却料76万5,000円等の減によるものが主なものです。鉄類等の歳入減につきましては、市場取引が低迷していることにより、前年度よりさらに単価が下がったことが主な要因となっております。

また、古紙類につきましては、令和2年7月より、逆有償としており、歳出において説明をいたします。鉄類等の減に対しまして、説明欄6. 売電料が前年度より8,103万1,000円の増となっており、雑入合計で5,196万円の増となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債につきましては、本年度7億9,540万円で、前年度比較で4億5,590万円の増となっております。

1節説明欄1. し尿処理施設整備事業7億6,210万円、説明欄2. し尿処理施設整備事業(単独事業)2,680万円を計上しております。これにつきましては、希釈水配管布設替工事

及びそれに伴う工事監理業務委託分となっております。

また、2節説明欄1. し尿処理施設整備事業（除却事業）の650万円については、新規計上となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、本年度15億2,359万7,000円、前年度8億5,850万7,000円、前年度比較で6億6,509万円の増額となっております。増額の主な要因は15ページの14節工事請負費、説明欄1. 汚泥再生処理センター建設工事、及び説明欄2. 希釈水配管布設替工事の新規計上分に掛かるものでございます。

戻りまして14ページをお願いいたします。

12節委託料は前年度比較で2,037万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、説明欄18. 汚泥再生処理センター整備事業に係る設計・施工監理業務委託及び新規計上として15ページ上段の説明欄20. 希釈水配管布設替工事施工監理業務委託、説明欄21. 宜野湾清水苑処理棟解体工事事前調査・設計業務委託等となっております。

また、17節備品購入費の説明欄2. 機械器具費155万5,000円は新規計上で事務連絡車の買換えを予定しております。2款総務費、1項1目一般管理費は以上でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、本年度13億7,066万円、前年度13億6,888万7,000円、前年度比較で177万3,000円の増となっております。

前年度比較増減につきましては、10節需用費、説明欄4. 光熱水費は前年度比較で1,203万8,000円の減となっております。減額の主な要因は、買い取る電気の入札執行の結果によるものとなっております。

次に、説明欄2. 燃料費、前年度比較363万5,000円の増につきましては、施設運転に掛かる液化酸素等の使用料の増が主な要因となっております。

また、説明欄5. 修繕費は、前年度比較で1,567万1,000円の増となっております。令和3年度は稼働開始から12年目に入り、経年使用に伴う建築設備修繕整備等及び新規1件を含め計上したことによるものが増額の主な要因となっております。

19ページをお願いいたします。

12節委託料については、説明欄1. 電気設備保守点検業務委託、前年度比較で652万8,000円の増が主な要因で、3年に1度の保守点検業務委託等を計上したことによるものです。

熱回収施設の主な説明は以上でございます。

次に、3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、本年度3億7,906万円、前年度3億3,557万6,000円、前年度比較で4,348万4,000円の増となっております。

増額の主な要因は、会計年度任用職員5名の増によるもので、前年度比較で1,787万6,000円の増となっております。

また、10節需用費は、前年度比較で333万9,000円の増で、主に説明欄1. 消耗品費の288万7,000円の増によるものです。

次に、21ページをお願いいたします。

12節委託料につきましては、前年度比較で2,356万3,000円の増で、説明欄13.古紙類処理業務委託の計上が主なものとなっております。

リサイクルセンターの主な説明は以上となります。

次に、22ページをお願いいたします。

3款1項3目最終処分場費につきましては、本年度1億1,216万7,000円、前年度1億1,076万4,000円、前年度比較で140万3,000円の増となっております。増額の主なものは、12節委託料、前年度比較で106万5,000円の増によるものとなっております。説明欄1.警備業務委託の増、説明欄11.高度処理設備点検整備業務委託の増でございます。

最終処分場費の主な説明は以上となります。

次に、23ページをお願いいたします。

3款1項4目し尿処理場費につきましては、本年度1億732万7,000円、前年度1億715万8,000円、前年度比較で16万9,000円の増となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

前年度比較増減については、10節需用費、前年度比較で483万6,000円の増によるもので、現施設の稼働最終年度として汚泥処理を行うため、運転時間の延長に伴う薬品費の増、光熱水費の増となっております。それに対し、12節委託料は、前年度比較で674万6,000円の減となっております。減額の主な要因は、例年計上しておりました破碎機設備点検整備業務委託、脱水機設備点検整備業務委託、また隔年実施のガス攪拌ブローア設備点検整備業務等に要する経費を計上しないことによる減となっております。

次に、25ページをお願いいたします。

4款1項公債費でございます。令和3年度の元金及び利子を含めた償還予定額は6億844万9,000円で、前年度比較で36万8,000円の増となっております。増については、汚泥再生処理センター建設工事による借入額の利子、償還分を今年度より計上しております。

なお、熱回収施設等の最終償還年度は、令和6年度を予定しております。

次に、26ページをお願いいたします。

5款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円を予定しております。

令和3年度一般会計予算の主な内容の説明については、以上となります。なお、27ページ以降に構成市町処理費内訳、給与費明細書などを掲載しております。併せてご参照ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

栄野比和光 議員

●栄野比和光 議員

1点だけちょっと確認させてください。議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算、23ページ、3款1項3目最終処分場費の13節使用料及び賃借料の説明欄1.

土地借上料1,214万1,000円が計上されているわけなんですけれども、これは最終処分場のどの部分なのか、進入道路なのか、浸出水の処理施設なのか、これは確か共同使用だと思うんですけれども、その点どこを言っているのか教えてください。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今の栄野比議員のご質疑にお答えいたします。只今ご質疑がありました3款1項3目最終処分場費の使用料及び賃借料、土地借上料の1,214万1,000円についてでございますけれども、こちらにつきましては、最終処分場用地及び搬入道路用地に掛かる68,694平方メートル全ての土地借上料の総額の予算となっております。よろしく申し上げます。

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。

●小谷良博 議長

他に質疑等はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。議案第8号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、報告第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、例月現金出納検査の結果報告についてについて議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第7、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月23日の通告締め切りまでに、3名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

8番議員 屋富祖功議員の一般質問をお願いいたします。

●屋富祖功 議員

どうぞよろしく申し上げます。早速ではありますけれども一般質問通告書に従いまして質問いたします。

質問事項 1. 倉浜衛生施設組合における自主財源確保についてでございます。

質問要旨 (1) 自主財源はどのような取組かお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

屋富祖議員の質問にお答えします。自主財源はどのような取組かということでございますけど、自主財源につきましては、主にごみ処理手数料、また、売電料となっております。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。先ほどの局長の予算説明の中で歳入のほうで、7款3項1目雑入のほうで、説明6. 売電料が3億2,434万8,000円計上されております。この売電料というのは、売電先、要は入札によって、大きく歳入として入ってきていると思っておりますけれども、この前年度との比較ですね、スイッチングしたことによって、この差額を教えてくださいたいと思います。

●小谷良博 議長

久高 事務局長

●久高久雄 事務局長

前年度との差額が8,103万1,000円の増となっております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。続きまして質問要旨 (2) 過去5年分の実績をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

過去5年分の実績につきましては、ごみ処理手数料におきましては、平成27年度と令和元年度を比較して、51%増となっております。主に平成29年度は10kg当たり40円から60円の手数料改定を行ったことによるものです。

また、売電料におきましては、平成27年度から平成29年度は9%の増、平成30年度においては、沖縄電力の契約単価が上がり前年度比較23%の増となりましたが、令和元年度においては、契約単価が下がったことにより、前年度比較27%の減となりました。令和2年度からは売電料においては競争入札を実施しております。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 議員

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。続きまして、質問要旨（3）今後の取組と方向性をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

お答えいたします。今後の自主財源は主として、ごみ処理手数料と売電料を含む雑入になると考えています。

ごみ処理手数料については、処理原価に近づけるように段階的に単価の改定を行って行こうと考えています。以上でございます。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖 功 議員

自主財源を確保するためには、少ない経費で大きい成果を上げないといけないと思っておりますので、この売電先をスイッチングすることによって、歳入が入って来たと。経費削減の観点から、今は電気を売るほうでメンテナンスで炉が止まるときがありますよね、そういったときには、売電は出来ないわけですよね、買電になるわけですよね、そういった買電の計画とかあるのか聞かせていただけますか。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐

●大城康義 業務第一課長補佐

買電のほうにつきましても、今年度、入札のほうを実施しております。今年度までは沖縄電力と契約していたのですが、来年度の業者は新エナジー株式会社となります。入札することによって、買電のほうの総額が半減しております。以上になります。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

当局のこういった経費削減の努力は、本員としては評価いたします。是非ですねこれからも市民負担が減るために努力していただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

続きまして、質問事項2. クリーンエネルギー活用についてお伺いいたします。

質問要旨（1）クリーンエネルギーとは何かお伺いいたします。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐

●大城康義 業務第一課長補佐

只今のご質問についてお答えします。「クリーンエネルギー」とは、地球温暖化の原因で

あります二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因となる硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）などを排出しないエネルギーであると考えています。例として、自然エネルギーを活用した太陽光発電、風力発電、水力発電などがございます。以上になります。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。今の答弁で硫黄酸化物という答弁がありましたけれども、この硫黄酸化物というのは、化石燃料を燃やす時に出るぜん息とか酸性雨の原因の一つだというふうにお伺いしております。是非これも取り組むべきじゃないかなということで今回一般質問に取り上げました。

続きまして、(2) 研究状況をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐。

●大城康義 業務第一課長補佐

研究状況についてお答えします。当組合におきましては、CO₂ 排出抑制対策としまして、搬入物検査実施による分別強化でペットボトルの資源化の促進、焼却施設の安定運転による灯油や液化酸素の使用の抑制などに取り組んでおります。現在は、高効率モーターや照明のLED化、ごみクレーンの自動運転化、給じんシステムのシステムの見直しといった焼却施設の改造、AI・IoTを活用した焼却の安定化などの情報収集を行っております。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。沖縄は車社会とも言われておりますけれども、将来的に電気自動車だったり、水素自動車になったり、そういった自然エネルギーとかが普及して来ると思います。

続きまして(3)に入ります。カーボンフリー燃料ステーションの可能性をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

大城 業務第一課長補佐

●大城康義 業務第一課長補佐

只今の質問についてお答えします。カーボンフリー燃料と言いますと、水素やアンモニアを使用した燃料のことと考えております。現在のところ、当施設におきましては、ごみ処理施設の事業の特性上、それらの燃料の活用は出来ません。

カーボンフリー燃料とは異なりますが、国の施策により、2030年度までにガソリン車の販売を廃止し、自動車のEV化に移行する目標となっております。

普及が進めば、EV自動車やEVごみ収集車用の電気を当組合から供給するといったことも可能かと考えております。以上になります。

●小谷良博 議長

屋富祖 功 議員

●屋富祖功 議員

答弁ありがとうございます。また引き続き調査研究などを行って、先ほども申し上げましたけれども、市民負担の軽減に繋がる事業をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして終わります。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、8番議員 屋富祖功議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員 栄野比和光議員の一般質問をお願いいたします。

●小谷良博 議長

栄野比和光 議員

●栄野比和光 議員

改めまして大きな声で元気よくこんにちは。議席番号3番 栄野比和光と申します。ユタサルグトゥウニゲーサビラ。早速ではありますけれども、通告書にしたがいまして2ページ、質問事項1. 焼却炉だけではない倉浜衛生施設についてであります。質問要旨(1) 最終処分場についてお伺いいたします。①一般廃棄物最終処分場とは何かお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質問にお答えいたします。当組合最終処分場につきましては、現在、熱回収施設で焼却処分された焼却残渣と灰溶融固化物、また、リサイクルセンターから出ました不燃破碎残渣等を埋立て、覆土等も行いながら、そこから浸出した雨水のほうを適正処理し、有害物質を取り除き、環境基準を満たした処理水を河川へ放流を行う施設となっております。

これらの焼却残渣等を安定的に処理する必要があるまして、平成9年4月より運用を行っております。よろしく願いします。

●小谷良博 議長

栄野比 和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。②に移ります。現状をお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

現状と言うことで、只今のご質問にお答えいたします。当初の予定でございましては、平成21年度末で埋立終了の予定でございましたけれども、平成22年度に、現在の熱回収施設に移転したことによりまして、焼却灰のスラグ化が始まり、焼却灰の埋立量が

大幅に減りましたことから、令和元年度末現在の埋立率につきましては、全体の約49%（195,686m³）となっております。よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

栄野比 和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。まあ、最終処分場であります。竣工が平成8年12月（1996年）で、答弁にありましたように、平成9年4月より運用を始めたとのこと。この事業は総額が27億3,858万2,000円、埋立処分地敷地面積が67,457m²、埋立面積が38,000m²、埋立容積が400,000m³でございます。埋立期間が14年間と当初の予定では、平成21年度末との予定であったが、令和元年度末まで、まだ全体の49%、立方メートルにしますと195,686m³、まあ、焼却灰のスラグ化が始まったおかげで埋立量が大幅に減ったとのこと。であります。

再質問ですけれども焼却灰のスラグ化とは何か伺いたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質問にお答えいたします。焼却灰のスラグ化ということでございますけれども、廃棄物溶融スラグとも呼ばれまして、焼却灰を高温で溶融したものを冷却いたしまして、固化させたものとなっております。溶融・固化することによりまして容積が減少しまして、最終処分場の延命を図ることができることです。またその他ですけれども、高温で、ダイオキシンや揮発性の重金属等が無害化されるというメリットがあることから、現工場でもスラグ化のほうを行っております。以上でございます。

●小谷良博 議長

栄野比和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。現工場建設の時期には、厚生労働省から新設の一般廃棄物焼却場には、溶融固化設備を併設することが望ましいというふうな通告を受けてのこのような高温でダイオキシンや揮発性の重金属が無害化されるという施設を造ったと。正に環境に優しい倉浜衛生施設であるということを改めて確信いたしました。

続きまして③埋め立て完了後の計画をお伺いたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質問にお答えいたします。埋立完了後の計画でございますけれども、埋立完了後の計画につきましては、浸出水の処理を行いまして、環境への影響がないと確認されましたら、沖縄防衛局との返還に向けての協議になるかと思われま。以上でございます。

●小谷良博 議長

栄野比 和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。広大な敷地を米軍用地弾薬庫であるわけなんですけれども、この施設は樹木等が生い茂ったところに建設されているわけでありまして。完了が樹木等の植栽も行われるはずでしょうけれども、しっかりと調整をお願いしたいと思います。

続きまして④浸出水処理施設についてお伺いいたします。また、いつまでこのようにして管理をされるのかということも含めてよろしくお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質問にお答えいたします。先ほどと同様にもなりますけれども、浸出水処理施設につきましては、埋立完了後も浸出水の処理や埋立ガスの測定、モニタリング等を継続して行っていますが、その後につきましても当面の間、水処理を継続して行っていくこととなります。以上でございます。

●小谷良博 議長

栄野比 和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。先ほど確認したわけでありましてけれども、この施設は共同使用ということで、議案第8号 令和3年度の倉浜衛生施設組合一般会計予算、23ページ、3款1項3目最終処分場費の13節使用料及び賃借料の土地借上料に1,214万1,000円が計上されているのは、先ほど確認出来ましたけれども、当面の間はモニタリングを継続して実施していくために、モニタリングを実施している間、一般会計予算に継続して計上していくんだということが必要であるということでありまして、理由も含めて与那原川とあるいは比謝川等に有害な物質が流れないように監視ということでございます。必要なモニタリングをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

続きまして⑤この用地、米軍牧港補給地区の倉庫群を嘉手納弾薬庫白川（知花地区）への移設に係る統合計画により影響があるかお伺いいたします。

●小谷良博 議長

町田 業務第二課長

●町田洋人 業務第二課長

只今のご質問にお答えいたします。沖縄防衛局のほうから当組合あて、「嘉手納弾薬庫地区の知花マスタープラン」について説明がございました。倉庫施設等の移設にあたり、当組合最終処分場の搬入道路出入口の付け替え作業が必要になるとのことでもございました。当該道路の付け替えにあたりましては、搬入車両等の通行もあるため、車両通行に影響のないよう配慮いただく旨説明がございました。搬入道路の切り回しについては、今後また、沖縄防衛局と調整をしていく必要がございます。以上でございます。

●小谷良博 議長

栄野比 和光 議員

●栄野比和光 議員

ありがとうございます。現搬入道路がその施設の北側にありますけれども、南側にまた付け替える場合ですね、付近には沖縄市の火葬場、そして畜産団地、そして令和3年4月にもオープンするモータースポーツマルチフィールドがありますので、しっかりとそういうふうな調整、支障にならないような調整をやっていただきたいと思います。ありがとうございます。以上で一般質問は終わりますが、久高局長におかれましては、異動があるということでもあります。4月より新しい部署での活躍を期待しております。ありがとうございました。以上です。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、3番議員 栄野比和光議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番議員 池原秀明議員の一般質問をお願いいたします。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

こんにちは。お昼も過ぎて12時半すぎ近くになっておりますけれども、あとしばらくご辛抱いただきたいというふうに思います。

今回、一般質問通告をさせていただきました。大変ありがとうございます。この件については、本員は長い間この倉浜衛生施設組合にも3期ぐらいかな在籍しております。その間ですね、度毎に一般質問の中でこの問題を取り上げさせていただいております。その中で、今回、質問事項の地域還元対応基金の運用について、お伺いさせていただきたいと思います。

質問の要旨(1)地域還元対応基金の活用についてですね、実際的にこれまで、この新炉が出来て12年になるわけですね、その間予算の中で見ていると、地域還元対応基金のほうほとんど毎年費目存置1,000円ということでは計上されてなくてですね、全然動かないんですよね。この地域還元対応基金は、本来12年前にこの新炉を造る時に、実際的には地元説明の中で了解を得るための説明として、あっちこっち本土の先進地を視察させていただいて、その中でいわゆる例えば福祉施設と併合した形での温水を利用した温水プール付きの複合施設を見せられたり、或いはその他に地元還元出来るような施設がこの還元基金の運用として使われてきた。ですから地元の老人クラブの皆さん方は、この施設を見て、この倉浜衛生施設組合が出来ると新しく完成するところといった地元還元施設も利用出来るんだなということで大きな期待を寄せておったわけですがけれども、なかなかこの予算が動かない。なぜだろうかということなんですね。その中で今回、まずは①地域還元対応基金を創設した経緯と経過と目的をお伺いさせてください。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

池原議員の質問にお答えいたします。まず、目的についてでございます。目的については、新ごみ処理施設建設にあたって池原・登川自治会及び倉敷ダム流域振興促進協議会の周辺整備等資金に充てるため、地域還元対応基金を平成21年2月19日に設置してございます。

経緯と経過につきましては、地域3団体とはごみ処理施設整備事業に伴う負担軽減のため地域還元対応方針として地域還元対応費3億7,800万円を配分することとし、平成21年3月22日にごみ処理施設建設合意書を締結してございます。

以降、現在まで当該基金の取り崩しはございません。以上です。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

いわゆる平成21年からですね、今回までなかなか地元にも説明会も持たれないし、地元から見れば、どのような形でこの地元還元施設が出来るのか。こういった形の手立てが必要なのかということも、なかなかやらないと。地元の農業団体のほうからは、会議がある度毎にいろんな形でこの倉浜衛生施設組合が定期的に会合開いております。例えばその水質調査の最終処分場の水質調査の結果報告などを受ける中で、要請も口頭では何度もやってきたわけですがけれども、これがなかなか、実現出来てないということで、やはり教えていただきたいのは、しっかりと要請書を文書として上げないと、口頭ではこの事業計画が成り立たないのかどうか、そういうことでお伺いさせていただきたいと思います。

池原・登川からは、それで地元地域還元対応基金を活用した施設整備についての要請はなかったのかどうか。話し合いは持たれてないのかどうかですね、その辺の経過についてもお聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

池原・登川からは正式にはございません。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

池原自治会のほうでは、当時はビニールハウスを造って地域の皆さん方が老人クラブの皆さん方がこのハウスを活用して営業利益を上げていきたいとかいうような形の施設の建設の要望などもあったと思うんですよね。ところがこれがなかなか実現出来てない。そういう面では、要請もないということですので、やはり地元にとってはどうしたらこれが実現出来るのかという要請の仕方、手続き等を分かってないからこうなっているのかですね、その辺についてやっぱり先ほども話があったように、地元には丁寧な説明をしていただきたいと、せめて出来た基金がですね、3億円近くがずっと眠ったまま、これではやっぱり地元還元を説得させてきた経緯からすると反するのではないかというふうに本員は思うわけ

です。そういう面ではしっかりと説明をしていただきたいと思います。

次にこの②の地域還元対応基金の割振りについて、先ほど3億7,800万円の基金が造成されているということになってはいますが、この割振りについて池原・登川、それから倉敷ダム流域振興促進協議会の割振りについてお聞かせください。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

地域還元対応基金の割振りについてお答えします。地域還元対応基金については、3億7,800万円ございます。池原自治会のほうが60%、2億2,680万円、登川自治会のほうが30%、1億1,340万円、倉敷ダム流域振興促進協議会のほうが10%で3,780万円となっております。以上です。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

次に③のほうの地域還元について要請はなかったかというふうにお伺いしているわけですが、これについては、倉敷ダム流域振興促進協議会のほうから要請書を文書でもってあげてあると思います。この取扱いについてどのようになっているのか、今年度も今年度も要請に向けた対応基金が予算として計上されるのかなど期待して見ておたけれども、まだ費目存置のままですので、今度調整をする中で出て来るのかどうか、方針等についてもお聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

要請のまず内容でございますけれども、地域の課題である畜産環境対策に取り組むため、県内・県外の畜産糞尿処理施設の視察の要請がございました。要請の進捗についてですが、倉敷衛生施設組合の基金要綱で費用の交付方法は各団体と沖繩市及び当組合と協議するものことから、沖繩市と調整を行っております。

現在、倉敷ダム流域振興促進協議会へは沖繩市にも要請の方をお願いしているところでございます。以上です。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

しっかりと倉敷衛生施設組合と構成市町との調整にも要請文をあげてあるようですので、これについてはまた調整をしていただいて、地域に予算化措置が出来るようお願いしたいなど、これは一気に事業化が出来るわけではなくて、まずは勉強ということで視察研修をしながら、何がここの地域で地元還元施設としての適切であるかどうか。或いはどういった方法が一番良いのかどうか。これを模索するための先進地視察の要請だと思うのでこ

れを含めて是非、調整をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、質問事項2の地元還元施設についてお伺いさせてください。

地元還元施設については、実際的には池原・登川については、協力金ということでごみ袋代の補助金が出されて600万円ほど出ているわけですね。その他に今度は構成市町の市民の皆さん方が地元還元をしていくところで、やはりこの敷地内に何らかの形で構成市町の市民が訪れてやれるような、施設が地元還元施設だというふうに説明を受けていたわけですね。ところがこれについても、なかなか予算化もされてこないし、項目すら出て来ないと、費目すら出て来ないということからすると非常にはなはだ疑問に思うわけです。そういう意味でこの地元還元施設の計画について、構成市町との調整は進められて、計画が今、行われているのかどうか、この辺についてお伺いさせてください。

●小谷良博 議長

宮里 次長兼総務課長

●宮里 学 次長兼総務課長

計画についてお答えします。地元還元施設計画については、平成24年3月に「倉浜衛生施設組合地元還元施設計画検討委員会」を設置し、これまで計17回の検討委員会を開催しております。

また、当該検討委員会の中では現中間報告案において交付金及び起債等にて財源を確保することは厳しい状況になっているため、新たな還元施設案について提案し検討しているところでございます。

●小谷良博 議長

池原 秀明 議員

●池原秀明 議員

計画をするための検討会議が17回も行われたと、そういう意味ではかなりの協議をしてこられたのかなと思うわけですが、この中で今回、逆に言えば、地元還元基金は、基金が入ってない、創設されてないわけですから、当然、3構成市町が負担をしていかなければならないということでの、今回の結論になったということでしょうか。それで持ち越しになるのかな。そう言う話になっているんですけれども、やはり折角出来ているこの敷地の中で広い場があるわけですね。この敷地はそのための敷地だったと当初の説明ではあったと思うんですよ。これがなかなか実現を見ない。そう言う面では草刈り作業をかえって経費を要してしまっているというようなことが、見受けられるんですね。そういう意味で、やはり3構成市町は、市民を納得させるためには、やはりそこら辺はしっかりと予算化をしていただいて、地元還元施設の実現に向けて努力をしていただきたいということで、これも何回協議をしたかと言うことでやったんですけども、1番目で答えていただきましたので、2番目については割愛して、その代わりに要望に替えさせていただきたいと思います。3構成市町は、是非しっかりとこの倉浜衛生施設組合が12年前に出来上がる時には、地元説明のために、説得のためにいろいろと話をして来たわけですね。池原・登川には協力金を出し、さらに地域の皆さん方と一緒に新たな地元の人達の施設を造るん

だということで、基金を作りました。そのほかに構成3市町が町民、市民が利用出来るような地元還元施設も造るんだと、そのことでこの新炉が認可されたわけですね。地元の合意を得られたと、合意書も作ってそういうふうになったと思いますから、やはりしっかりと合意書に基づいて約束を果たしてほしいということを要望申し上げて終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

●小谷良博 議長

以上をもちまして、2番議員 池原秀明議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第7、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（午前12時44分）

再開（午前12時47分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前12時47分）

再開（午前12時47分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和2年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前12時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 3 年 6 月 14 日

議 長 小谷良博

会議録署名議員 屋富祖功

会議録署名議員 岸本一徳